

南大東村 } { 水道 簡易水道

事業経営戦略

団 体 名 : 南大東村

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 49 年 4 月 1 日	計画給水人口	1,750 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適用	現在給水人口	1,226 人
		有収水量密度	0.42 千 m^3 /ha

② 施設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input checked="" type="checkbox"/> 受水, <input checked="" type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長	導水管路 L= 5.402 送水管路 L= 3.486 配水管路 L=64.393 千m
	配水池設置数	3		
施 設 能 力	730 m^3 /日	施 設 利 用 率	98.2 %	

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	水道料金については、水道事業の健全な運営と水道サービスの継続及び地域の実情を踏まえたうえで、住民(利用者)に過剰な負担とならないよう料金を設定している。 南大東村簡易水道事業給水条例第23条により料金を決定。		
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まな	平成 10 年 3 月 11 日		

<料金表>

種別	用途別	基本料金(1箇月につき)		超過料金
		水量	料金	1立法メートルにつき
専用給水装置	家庭用	6立法メートルまで	1,812円	425円
	営業用	6立法メートルまで	2,613円	585円
	官公署用	6立法メートルまで	2,613円	585円
臨時用		1立法メートルまで	220円	220円

④ 組織

本村は、小規模な事業体であるため職員2名の体制で運用している。その体制は今後も続く見込みである。職員は3年で異動となり水道経験年数が短いことから、知識や技術の継承ができていない現状である。また、地域で民間事業者が少ないことから緊急な修繕については、職員が対応していることから技術職員の確保が必要。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

平成24年度から黒字経営に転じ平成30年度も黒字で推移している。これは料金収入の微増及び歳出の需用費及び償還金減が主な要因である。しかし収入を他会計繰入金に依存しており今後の事業運営改善計画を実行していく必要がある。

*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成30年度決算「経営比較分析表」を添付します。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

今後の給水人口の推計は減少傾向にあり、10年後の給水人口はおおよそ50名程減少すると推測される。

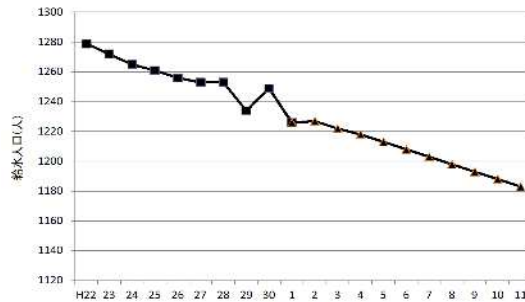


図1.7 給水人口の推計値

(2) 水需要の予測

今後の年間総有収水量の推計は減少傾向にあり、10年後の年間総有収水量はおおよそ8,000m³程減少すると推測される。

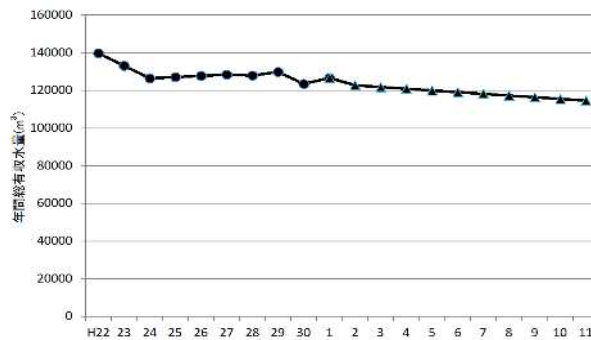


図1.10 年間総有収水量の推計値

(3) 料金収入の見通し

料金収入は、人口及び水需要の減少に伴って減少すると予測できる。今後も徴収率の向上が必須となる。令和4年度から沖縄県企業局より水道用水を受水すること及び配水管路の更新などに係る新たな負担も生じることから、料金改定も今後検討する必要がある。

(4) 組織の見通し

現体制は、正職員2名の2人体制となっているが、専門職ではないうえ短期間(3年)で異動するため知識及び技術が伴わない状況で事業運営に支障をきたしている状況である。しかし、その体制は今後も継続すると思われるが水道施設の適切な維持管理には、専門的な知識と経験が不可欠であることから人材の育成が重要課題となっている。今後においては、職員の知識及び技術の向上を目的とした研修会等への参加も積極的に推進する必要がある。

3. 経営の基本方針

令和4年度より水道広域化に伴う料金の設定。用水受水体の施設整備として、管路更新等による有収率向上、起債事業の計画、徴収業務強化等の課題
他会計繰入金を減にすることに努める。
本村では、アセットマネジメントを実践しながら財政支出も考慮し、水道料金等を沖縄県の他自治体並に引き下げていく必要がある。また、管路更新を行う為、単年度の多額投資も難しくこれらを考慮して経営しなければならない為、急な改善は難しいが可能な取り組みを行う。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	水道事業の広域化にあわせ、管路の更新を順次行う。
-----	--------------------------

令和4年度水道広域化実施後の事業形態はこれまでとは異なり、沖縄県企業局より受水することになる。そのことにより供給される水道水の水質改善及び施設整備に係る費用の大幅な削減が可能となる等メリットは大きい。広域化の目的を達成するためにも供用開始後、管路の耐震化を含めた更新が必要である。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	水需要は給水人口及び年間総収水量の減により、料金改定も含めた検討が必要である。また、造水に係る費用は削減されるが新たに沖縄県企業局への受水料が発生するため相対的に経費に大きな変化は無いと思われる。管路の更新に伴う国庫補助金及び借入金を見込んでいる。繰入金については今後も必要と思われる。
-----	---

水需要の減に伴う料金収入の減額に対し、料金の改定を検討する必要がある。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<ul style="list-style-type: none"> ・委託料に関する事項 県から受水が開始される令和4年度以降、水質検査、機械保守、原水検査等に係る経費が皆無となる。 ・修繕費に関する事項 施設の老朽化に伴い年々増加傾向であるが、令和4年度から造水に係る施設については、県の管理となることから今後の修繕費については、配水に係る施設のみとなり経費が軽減される。 ・動力費に関する事項 浄水場施設に係る分が主であることから、令和4年度の広域以降後は、浄水場の管理は県になるため大幅に削減される。 ・職員給与費に関する事項 村の給与条例に基づき算出する。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	令和4年度から水道広域化により沖縄県企業局から水道水を受水する。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI 等 の 導 入 等)	事業規模が小さく現時点での導入については考えていない。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等 による投資の平準化)	管路の耐震化及び更新を行い、アセットマネジメントについても検討して行く。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	水道の広域化により現浄水場は廃止の予定である。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	水道広域化に向け、現浄化槽は廃止し、新たに沖縄県企業局が新設する予定である。
そ の 他 の 取 組	水道広域化移行後は、県と村が一体となって初めての水道事業が成り立つことから情報を共有しながら連携して経営を進めて行くこととする。

② 財源についての検討状況等

料 金	水需要の減に伴う料金収入の減額に対し、料金の改定を検討する必要がある。
企 業 債	管路の耐震化及び更新に係る財源確保のため公営企業債を発行する予定である。
繰 入 金	経営規模が小さく料金収入のみでは、運営経費をカバーすることが困難であるため、一般会計からの繰入はこれまで同様 に必要である。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	特になし
そ の 他 の 取 組	予定している管路の更新等については、国庫補助事業の活用及び交付税措置のある起債メニューを一般会計と連携し活用 することとする。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	毎年度、経営状況を検証し、計画を3年～5年ごとに見直しを行う。
-------------------------	---------------------------------

経営比較分析表（平成30年度決算）

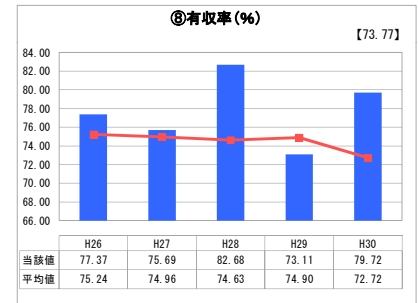
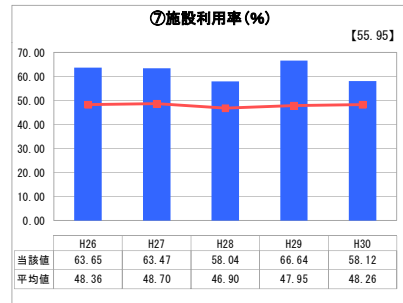
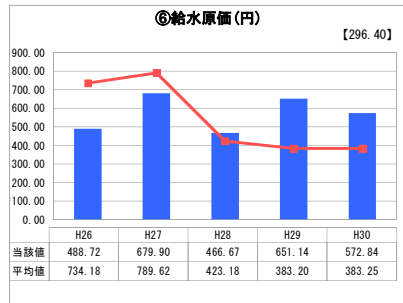
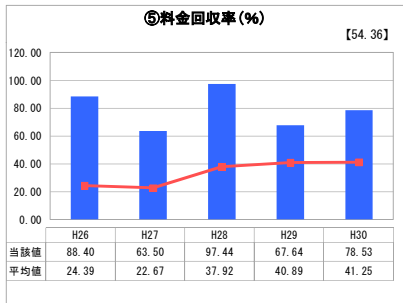
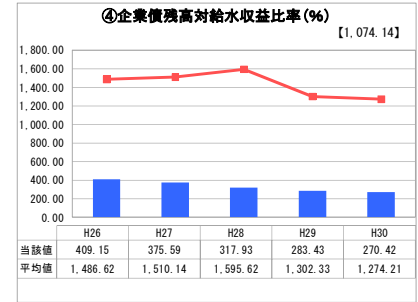
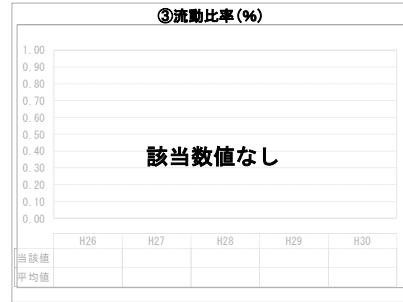
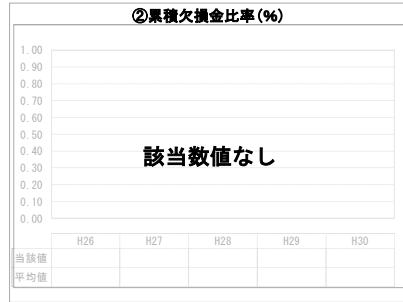
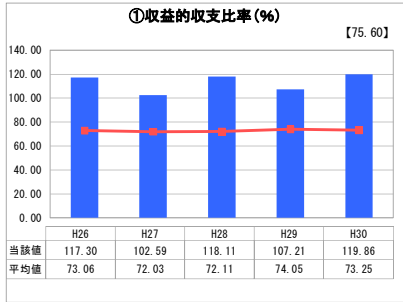
沖縄県 南大東村

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)	
-	該当数値なし	99.92	7,632	

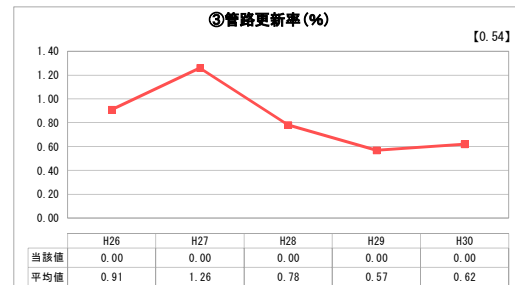
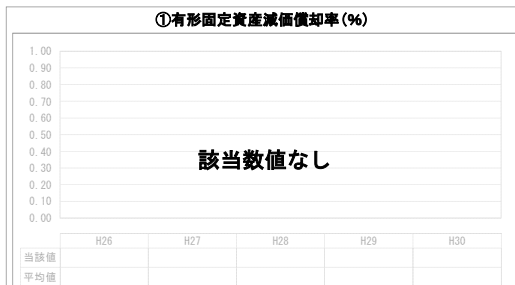
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
1,248	30.52	40.89
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
1,218	3.05	399.34

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率
平成26年度から類似団体平均値を上回り黒字経営に転じ平成30年度も依然黒字である。これは料金収入の増及び歳出の需用費及び償還金減が主な要因である。しかし収入を他会計繰入金に依存しており今後の事業運営改善計画を執行していく必要がある。

④企業債残高対事業規模比率
各年度全て類似団体平均値を大きく下回っており近年において起債事業も行っていない。施設更新は平成30年度より水道広域化に向けて浄水場を県企業局に譲渡済。村では平成31年度から管路更新を行う。

⑤料金回収率
各年度全て類似団体平均値を上回っている。しかし料金収入では賸れず他会計繰入金に依存している為収入増加に向けて徴収業務の更なる強化を図る。

⑥給水原価
平成30年度は類似団体平均値を上回っている。有水量の減は漏水、計量器の不具合があり改善修繕に取り組み維持管理費用の節減を図る。

⑦施設利用率
各年度全て類似団体平均値及び全国平均を上回り、値を維持していることから施設への投資経済性は効率的に推移している。

⑧有収率
上記⑥のとおり今後の改善を実施し有収率を増加を図る。また、今後も漏水調査を実施し有収率増加を図る。

2. 老朽化の状況について
管路の更新を実施していない為、類似団体平均値を下回っている。また管路に使用しているH1VP管は耐用年数：50年とされているが、供用開始から20年以上経過しているため管路維持管理等の突発的な修繕対策が必要である。

全体総括

令和2年度より水道広域化に伴う料金設定は住民の大きな関心がある。用水受水体の施設整備として、管路更新等による有収率向上、起債事業の計画、徴収業務強化等の課題他会計繰入金減にするための課題がある。

本村では、アセットマネジメント実践しながら財政支出も考慮し、水道料金を沖縄県並に引き下げていく必要がある。また、管路更新を行う為、単年度の多額投資も難しくこれらを考慮して経営しなければならぬ為、急な改善は難しいが可能な取り組みを行っていく。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見 込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	84,759	73,017	71,852	71,440	71,031	70,624	70,221	69,821	69,424	69,030	68,639	68,251	
		(1) 営 業 収 益 (B)	55,534	56,357	54,621	54,209	53,800	53,393	52,990	52,590	52,193	51,799	51,408	51,020
		ア 料 金 収 入	55,534	56,357	54,621	54,209	53,800	53,393	52,990	52,590	52,193	51,799	51,408	51,020
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他												
		(2) 営 業 外 収 益	29,225	16,660	17,231	17,231	17,231	17,231	17,231	17,231	17,231	17,231	17,231	17,231
		ア 他 会 計 繰 入 金	19,788	16,242	16,813	16,813	16,813	16,813	16,813	16,813	16,813	16,813	16,813	16,813
	イ そ の 他	9,437	418	418	418	418	418	418	418	418	418	418	418	
	2 総 費 用 (D)	47,441	41,452	50,208	50,208	50,208	50,208	50,208	50,208	50,208	50,208	50,208	50,208	50,208
		(1) 営 業 費 用	43,570	38,031	46,328	46,328	46,328	46,328	46,328	46,328	46,328	46,328	46,328	46,328
		ア 職 員 給 与 費	2,901	3,792	3,745	3,745	3,745	3,745	3,745	3,745	3,745	3,745	3,745	3,745
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	40,669	34,239	42,583	42,583	42,583	42,583	42,583	42,583	42,583	42,583	42,583	42,583
		(2) 営 業 外 費 用	3,871	3,421	3,880	3,880	3,880	3,880	3,880	3,880	3,880	3,880	3,880	3,880
ア 支 払 利 息		3,871	3,421	3,880	3,880	3,880	3,880	3,880	3,880	3,880	3,880	3,880	3,880	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	37,318	31,565	21,644	21,232	20,823	20,416	20,013	19,613	19,216	18,822	18,431	18,043		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	34,440	153,233	62,558	62,558	62,558	62,558	62,558	62,558	62,558	62,558	62,558	62,558	
		(1) 地 方 債	11,400	48,400	19,933	19,933	19,933	19,933	19,933	19,933	19,933	19,933	19,933	
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金												
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	23,040	102,836	41,959	41,959	41,959	41,959	41,959	41,959	41,959	41,959	41,959	
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他		1,997	666	666	666	666	666	666	666	666	666		
	2 資 本 的 支 出 (G)	59,845	173,593	44,979	49,479	46,479	49,179	53,179	52,179	52,179	52,179	52,179	52,179	
		(1) 建 設 改 良 費	36,569	155,914	27,300	31,800	28,800	31,500	35,500	34,500	34,500	34,500	34,500	
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	23,276	17,679	17,679	17,679	17,679	17,679	17,679	17,679	17,679	17,679	17,679	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 25,405	△ 20,360	17,579	13,079	16,079	13,379	9,379	10,379	10,379	10,379	10,379	10,379		

